

# 第2次男女共同参画プラン 後期計画（中間見直し）の方向性について

（平成30年度～平成34年度）

## 第2次プラン

<計画期間> H25年度から H34年度まで  
（前期H25～29年度）

<将来像>

男女が共に支え合う心豊かなまち  
湘南にのみや

<基本方針>

- (1) 意識の高揚
- (2) 参画の促進
- (3) 支援の充実

<重点目標及び推進の視点>

重点目標1 男女共同参画社会の実現

に向けた意識づくり

- ・あらゆる分野への意識啓発
- ・幅広い世代への意識啓発
- ・わかりやすい意識啓発
- ・性差表現に配慮した意識啓発

重点目標2 社会のあらゆる分野への  
男女共同参画の促進

- ・男女平等の促進
- ・男女の機会均等の促進
- ・それぞれの分野の状況に応じた促進
- ・積極的改善措置による促進

重点目標3 男女共同参画を応援する  
サポート体制の充実

- ・ニーズに応じた能力開発支援
- ・環境づくりによる支援
- ・情報の充実による支援
- ・相談体制の充実による支援

## 課題

・現行のプランを構成する事業数が100事業（再掲含む）あり、重点事業が不明確となっている。

- ・各事業の目標値はあるが、各施策には目標値がない。
- ・国の第4次プラン及び女性活躍推進法の趣旨を踏まえ追加・充実すべき項目について取りまとめる必要がある。  
（県の第4次プランは今年度策定予定）

<現行プラン>

重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- ・町の男女共同参画の取り組み周知率は上昇傾向ではあるが、依然として、30%程度となっている。
- ・男女の地位に関する意識（社会全体）においても上昇傾向ではあるが、平等と考えている方は25%にとどまっている。

重点目標2 社会のあらゆる分野への男女共同参画の促進

- ・審議会等への女性委員、町職員の女性管理職の登用率が低い。
- ・男性の長時間労働の抑制など適正な待遇の促進が十分ではなく、男性の家事・育児等の参画が十分ではない。

重点目標3 男女共同参画を応援するサポート体制の充実

- ・子育て・介護・職場環境の支援を進めているが、ワーク・ライフ・バランスの実現ができていないことから、様々な社会的支援の充実が必要である。

## ◆ 施策の基本的方向と具体的取組

### I あらゆる分野における女性の活躍

- ①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- ②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進

### II 安全・安心な暮らしの実現

- ⑥生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

### III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- ⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

### IV 推進体制の整備・強化

## 中間見直しの方向性

<基本的な考え方>

- ・中間見直しであるため、10年計画の柱となる1.将来像、2.基本方針、3重点目標、4推進の視点については、変更を行わない。
- ・女性活躍推進法の推進計画として位置付けることを前提に追加すべき項目や充実すべき項目を検討する。
- ・これまでの実績と課題を踏まえ、12項目の施策について、方向性を整理し、事業統合について検討する。
- ・施策ごとに数値目標を設定する。

## 【女性活躍推進法/地方公共団体において実施する具体的施策】

### 1 女性活躍推進のための支援措置

- (1)女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- (2)希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- (3)情報の収集・整理・提供及び啓発活動

### 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- (1)男性の意識と職場風土の改革
- (2)職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- (3)ハラスメントのない職場の実現

### 3 地方公共団体における推進体制

- (1)市町村推進計画策定の必要性
- (2)相談体制の構築
- (3)協議会の普及等

## 国 第4次計画

## 【進め方】

委員会で方向性を確認し、庁内委員会において具体的な事業、数値目標等の具体的な内容について検討を行う。